

川崎市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 4 2 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「時間外保育」という。）の次に「又は乳児等通園支援」を加え、「又はその」を「（乳児等通園支援にあつては、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児を含む。）の」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項に次の1号を加え、同条を第6条とする。

(5) 乳児等通園支援に要する費用として規則で定める額

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業）

第3条 前条に規定する保育園のうち規則で定めるものは、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）を行う。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。